

住民監査請求の概要

住民監査請求について、質問の多い事項をまとめました。請求を行う場合の参考としてください。

Q1 住民監査請求とはどのような制度ですか？

住民監査請求とは、地方自治法第 242 条により、市民の方が、市の財務に関する行為について違法又は不当な行為があると認めるとき、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求する制度です。

Q2 どのような場合に請求できるのですか？

住民監査請求を行うことができるのは、市長などの執行機関や職員について、次のような違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実がある場合です。この場合に、必要な措置を講ずべきこと（措置請求事項）を請求します。

1 監査対象事項

（1）違法もしくはは不当な

- ① 公金の支出
- ② 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- ③ 契約（購入、工事請負など）の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担（借入れなど）

注）①～④の行為が行われることが、相当の確実さで予測される場合を含みます。また、行為のあった日又は終わった日から 1 年以上経過している場合は、正当な理由がない限り請求することができません。

（2）違法若しくは不当に

- ① 公金の賦課、徴収を怠る事実（市税の徴収を怠る場合など）
- ② 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求を怠る場合など）

2 措置請求事項

上記 1 の監査対象事項に該当する行為又は事実がある場合に、次の必要な措置を講ずべきこと（措置請求事項）を請求します。

- （1）当該行為を防止すること。

- (2) 当該行為を是正すること。
- (3) 当該怠る事実を改めること。
- (4) 当該行為もしくは怠る事実により、大町市が被った損害を補てんすること。

Q3 1年以上経過していても監査請求ができる「正当な理由」とは何ですか？

- ・請求対象となる行為が秘密裡に行われたものであること。
- ・その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかったといえること。
- ・その行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしていること。

注)「相当な期間内」がどのくらいの期間なのかは、それぞれの事案により異なります。1年以上経過した事案については請求する際には、請求書の中で、正当な理由の存在を説明してください。

Q4 誰でも請求できるのですか？

大町市に住所を有する住民の方であれば、どなたでも請求することができます。なお、住民の方であれば、法人であること、個人であることを問いません。

(住民であることを確認するため、住民票、商業登記簿謄本等により、住民であることの確認をさせていただきます。)

住民の方なら、一人でも複数人でも監査請求ができます。

(複数人で請求する場合は、連絡等の窓口となる代表者を決めておいてください。)

監査請求中に、請求人が市外に転出するなど住民要件を欠いた場合は、不適法な監査請求として却下されます。

Q5 監査請求を代理人にお願いすることができますか？

住民監査請求書は、請求人本人による氏名の自署、押印が必要ですが、請求書の提出やその他の手続きに関しては、代理人を選定することができます。この場合は、住民監査請求について代理人に委任する書面を提出してください。

Q6 請求書はどのように作成すればよいのですか？

請求は書面により行うこととされています。様式は地方自治法施行規則に定められており、請求人の住所、氏名の自署・押印（認印で可）が必要です。記載様式は市HPに掲載の住民監査請求取扱要領6ページ（様式第1号）をご覧ください。

請求書には、どの行為がどのように違法又は不当な行為なのか、監査委員が認識できる事実証明書を添付することが必要です。

請求書は、直接持参するか又は郵送してください。

Q7 住民監査請求の手続きの流れを教えてください。

住民監査請求がなされた場合、おおむね次のとおり進められます。

請求書



要件審査

⇒ 請求要件を満たさない場合「却下」（不受理）の通知をします。
（監査委員による「補正命令」等により請求書の訂正を求めることがあります。）



監査委員による監査

- ・ 請求人が請求の要旨の補充説明を行うための陳述や新たな証拠を提出する機会を設けます。（請求人が希望する場合）
- ・ 監査対象機関の関係書類の調査や関係職員からの事情聴取等を行います。



監査結果のとりまとめ

監査結果は次のとおりです。

- ・ 認容（請求書のとおり判断した場合）
- ・ 棄却（請求に理由がないと判断した場合）
- ・ 却下（要件を満たさないことが判明した場合）



監査結果の通知・公表

- 1 請求人に監査結果を通知するとともに、市HP等に掲載して公表します。
- 2 認容した場合、執行機関等に対して必要な措置を勧告するとともに、請求人にも勧告の内容を通知し、市HP等に掲載して公表します。
- 3 勧告を受けた執行機関等は、期間内に必要な措置を講じ、監査委員に報告するとともに、監査委員はその内容を請求人に通知し、市HP等に掲載して公表します。
- 4 却下となった請求結果は、公表しません。

監査委員の勧告は、法的拘束力や強制力を有するものではありませんが、勧告を受けた市長等は、勧告を尊重しなければなりません。

Q8 請求の結果に不服がある場合、どうしたらいいですか？

裁判所に住民訴訟を提起して争うことができます。住民訴訟を提起できる場合とその期間は次のとおりです。

- ・ 監査結果に不服がある場合
監査の結果の通知を受け取ってから 30 日以内
- ・ 勧告に対する執行機関等の措置に不満がある場合
措置結果の通知を受け取ってから 30 日以内
- ・ 勧告に対する措置が行われないことを不服とする場合
措置期限の日から 30 日以内
- ・ 請求の日から 60 日以内に監査結果の通知がない場合
60 日を経過した日から 30 日以内
- ・ 監査を実施しなかった（請求が却下された）ことに不服がある場合
却下の通知を受け取ってから 30 日以内

不明な点は、監査委員事務局までお問い合わせください。

〒398-8601

大町市大町 3 8 8 7

大町市監査委員事務局

TEL 0 2 6 1 - 2 2 - 0 4 2 0 (内線 4 8 1)

FAX 0 2 6 1 - 2 2 - 1 2 2 3 (議会事務局兼用)